

令和7年度保健師中央会議
行政説明 資料11

災害時における福祉と保健の連携について

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

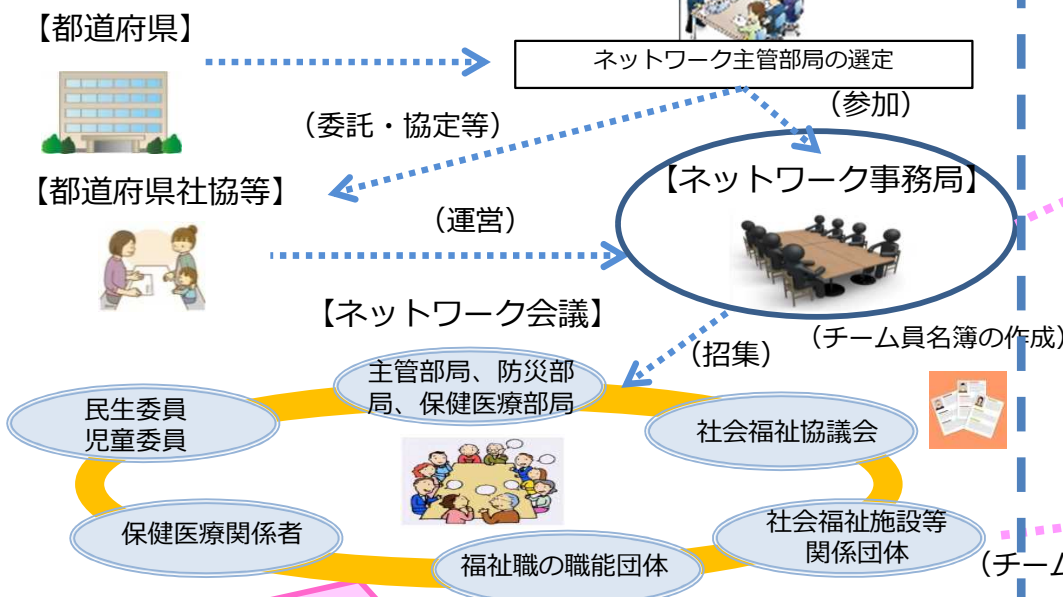
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について

（「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
- このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定

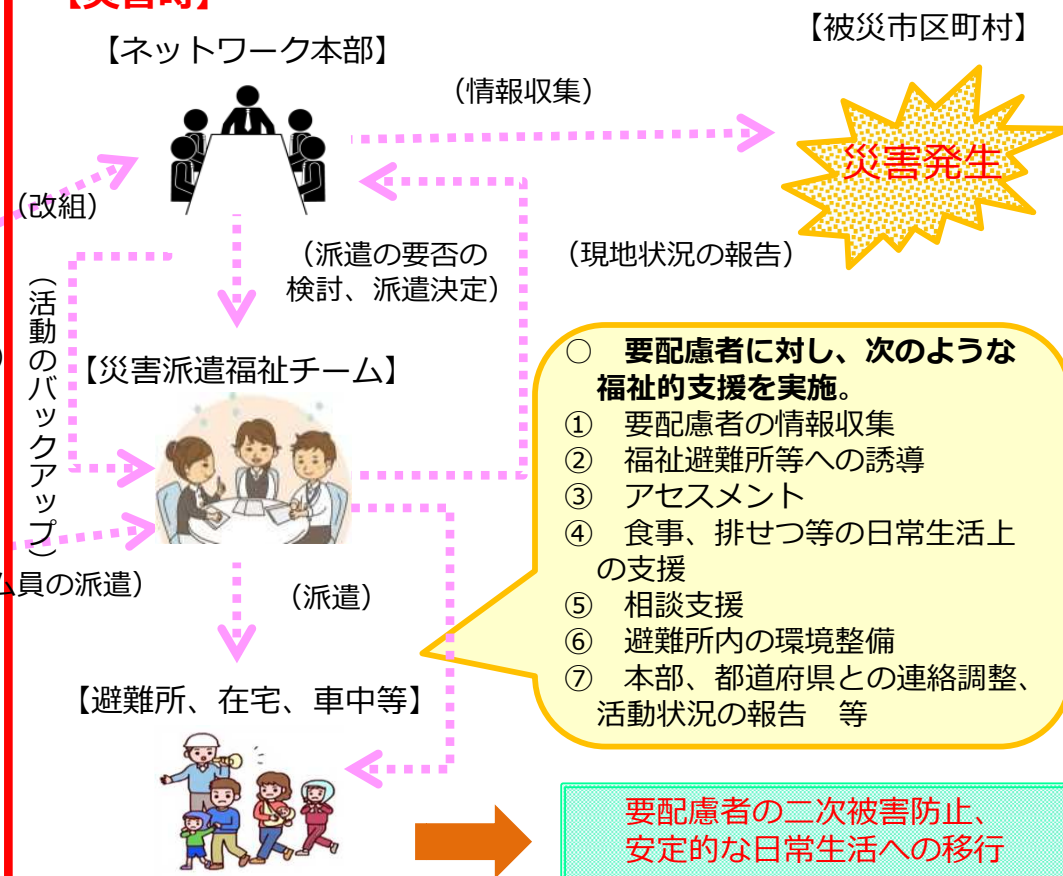
【平時】



○ ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容 | ⑤ 費用負担 |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携 |
| ③ 災害時における関係者の役割分担 | ⑦ 研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築 | ⑧ 住民に対する広報・啓発 等 |

【災害時】



災害派遣福祉チーム(DWAT)について

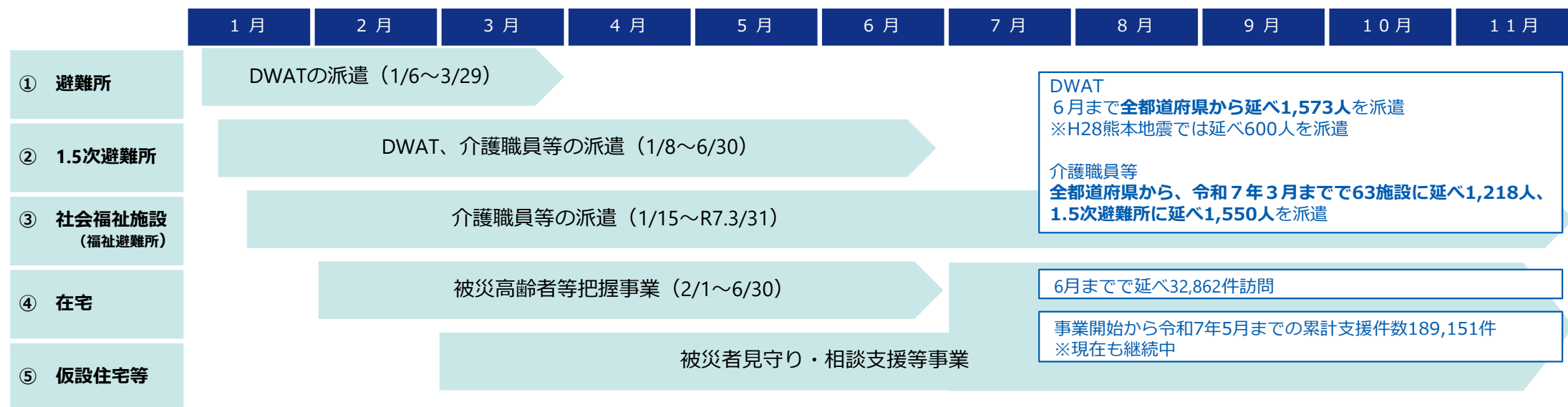
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ② ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中的困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援
- 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施
※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々
- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、近年、各都道府県へ広がりを見せてきている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施	
平成28年4月熊本地震…熊本市、 <u>岩手県</u> 、 <u>京都府</u>	令和2年7月豪雨災害…熊本市
平成28年10月岩手水害…岩手県	令和3年7月豪雨災害…静岡県
平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、 <u>岩手県</u> 、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県	令和5年梅雨前線大雨…大分県
令和元年台風19号 ……宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県	令和6年能登半島地震…47都道府県
	令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県
- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センターが調整。
- 厚生労働省のこれまでの取組
 - ・ 平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
 - ・ 平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
 - ・ 令和元年度～ 災害派遣福祉チームリーダー養成研修（委託先：民間団体）
 - ・ 令和5年3月 平成30年5月のガイドライン通知を一部改正
 - ・ 令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動

令和6年能登半島地震における福祉的支援について

能登半島地震への対応においては、福祉的な支援を必要とする場所が時間の経過とともに変化しており、石川県保健医療福祉調整本部や災害福祉支援ネットワーク中央センターと調整の上、各場面で必要な体制を確保しながら避難先や広域避難先への移送などニーズを踏まえた対応を実施した。

- ① 地域の被災状況に応じて、DWATによる避難所への常駐によるアセスメントや相談対応、巡回訪問を実施
- ② 福祉避難所については、福祉避難所となる施設が大きく被害を受けたほか、ライフラインの途絶、担い手となる施設職員等も被災して不足することで、開設が一部に留まったことから、2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した1.5次避難所が開設され、DWATや介護職員等の派遣を実施
- ③ 2次避難者や定員を超過して避難者を受け入れる施設や被災した施設等に、介護職員等の派遣を実施
- ④ 避難することなく在宅に留まっている方については、被災高齢者等把握事業により、ケアマネジャー等が個別訪問を実施
- ⑤ 仮設住宅入居者等については、被災者見守り・相談支援等事業により、生活支援相談員が個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ取組を実施



令和6年能登半島地震におけるDWATの展開

初動

1月1日 発災

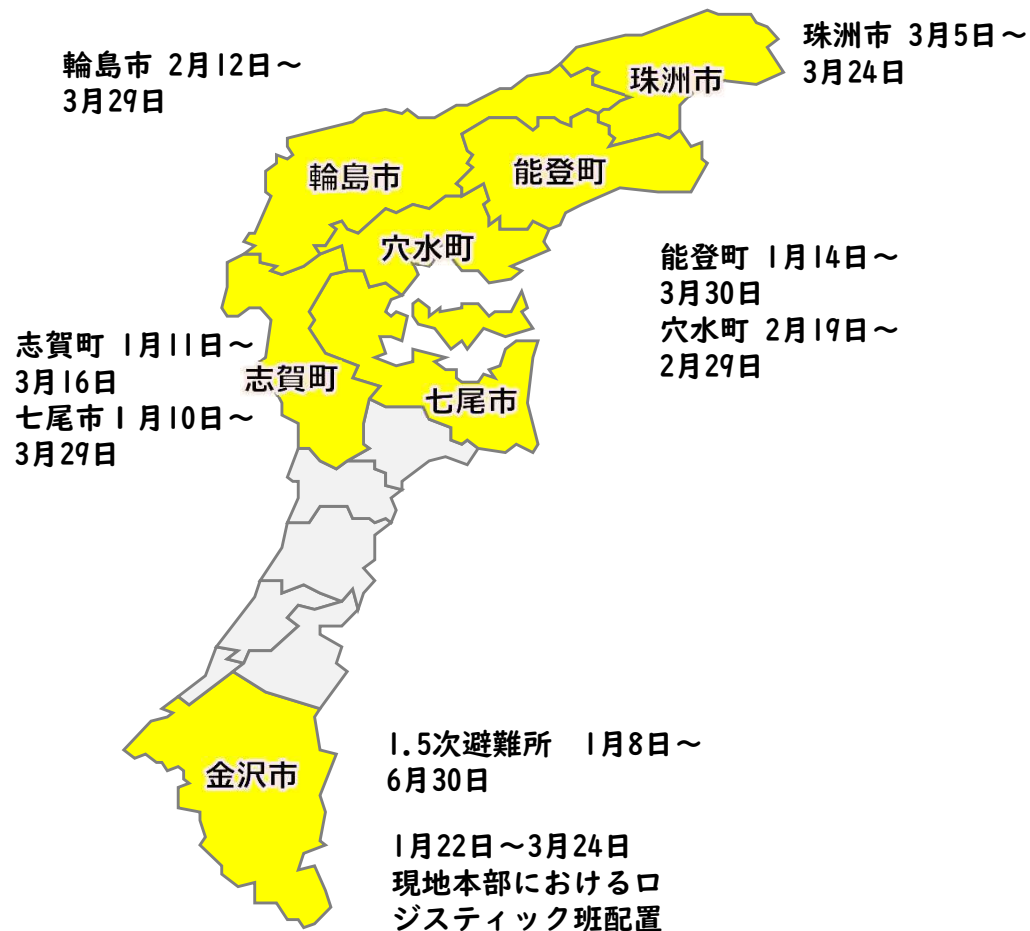
1月2日 石川県庁 石川県DWATチーム員へ派遣に係る調査

1月4日 厚労省、石川県、全社協によるとオンライン会議

1月5日 石川県から全都道府県へDWAT派遣要請

1月6日 全社協、石川県庁入り 活動方針検討

1月8日 DWATチーム活動開始



○活動期間 1月6日～6月30日

○活動人数 のべ1,573名 (6,097人日)

※全都道府県のDWATチームが展開した初の実践

○1～3月1.5次避難所 596人(2,504人日)

中能登、奥能登 809人(3,030人日)

○4～6月1.5次避難所 168人(563人日)
(能登地域はオンコール体制)

【DWATの活動例】

①認知症高齢者を抱える家族が避難所で孤立化している状況をDWATが把握したことで、地域包括支援センターに連絡し、介護サービス提供に繋がった。

②障害児が避難所内でパニックを頻発し、母子が孤立するなか、DWATが提案して、避難所内に落ち着けるスペースの確保を行った。

③避難所内で対立する住民同士間にDWATが仲立ちし、居所移転の共同作業を進めることで、支えあう関係を構築した。
など

能登半島地震でのDWATの活動例

令和7年1月21日 令和6年度健康危機における保健活動会議
【資料7】静岡県説明資料より抜粋

1.5次避難所の受付



聞き取り(ラウンド)



相談コーナー



健康体操



- ・保健師の方々と、現場でタイムリーに情報共有できたことは、早い気づきにつながった感じる。
- ・1.5次避難所で1人で活動する時間があり、同じ思いを共有できる人がいないことが大変だった。
- ・避難所に関わる様々な団体・場所によって、フォーマットに違いがあることに加え、持っている情報にも違いがあり、共有できると良かった。
- ・他県のDWATに引き継ぐ際に、アセスメントを紙ベースで引き継ぎしたが、様式が決まっていなかったのが難しかった。
- ・オープンチャットで、現地の情報やその後の変化を把握できて、有効だった。
(静岡DWATではオープンチャットを活用し、現地の情報を共有)
- ・避難所は、高齢者や貧困、身内の少ない人など社会的弱者が多く残っていると感じた。そういう人ほど避難所が閉鎖した後、次の問題が生じてくる。
- ・最終盤の派遣時、撤収の際に、地域の誰に引継ぐことができるのかわかりにくかった。

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応

DWAT(災害派遣福祉チーム)



<事務局>

中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
:DWATの全国派遣を調整

<構成員>

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>

被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所		
在宅・車中泊※		
	(法改正)	(ガイドライン改訂)

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）
第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一 避難所及び応急仮設住宅の供与
二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四 医療及び助産
五 被災者の救出
六 福祉サービスの提供
七 被災した住宅の応急修理
八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
九 学用品の給与
十 埋葬
十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
二～四 （略）

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）
第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 （略）
（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 （略）

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン（令和7年6月改正の主なポイント）

- ・ 災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことから、これまで避難所で活動してきたDWATが、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大する。
- ・ 令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、DWATを迅速に派遣出来るようにする等の運用の改善を図る。

災害救助法等の改正に伴う対応

- ・ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、避難所に加えて在宅や自家用車等で生活を送る要配慮者に対する支援等、**場所にとらわれず活動可能**とする。
- ・ **活動内容に「要配慮者の情報の収集」を追加**し、被災地において報告される情報や在宅等の巡回を通じて要配慮者の把握を行う。
- ・ 災害対策基本法において、**被災者援護協力団体の登録制度が創設**され、今後内閣府において当該団体の公表が進められていくことから、都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として明記**する。

令和6年能登半島地震での対応等を踏まえた対応

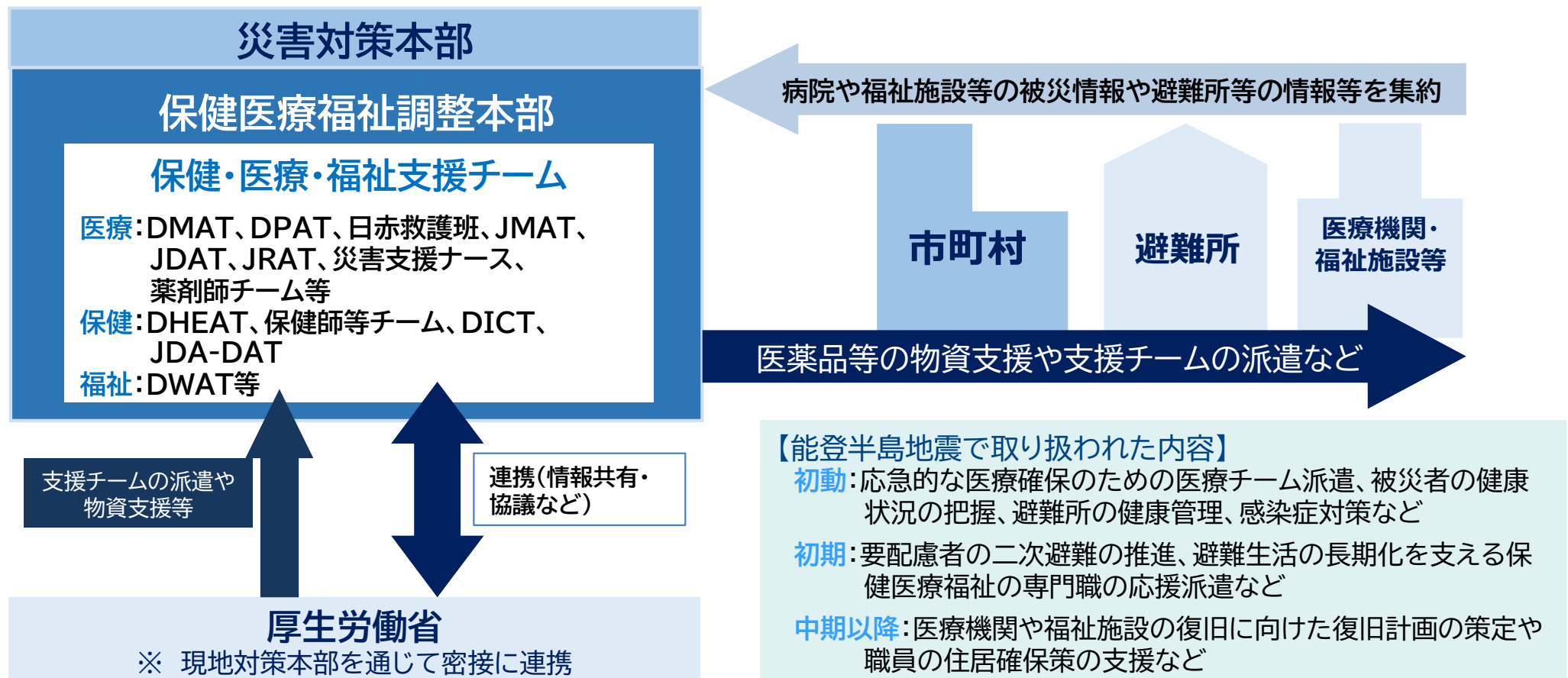
- ・ DWATの迅速な派遣に向けた対応
 - ✓ チーム派遣の可能性がある場合には、**初動チーム**（発災初期の支援に当たるために必要となるチーム）**のチーム員に待機を指示**。
 - ✓ 被災都道府県が甚大な被害により、**非被災都道府県に対するチーム派遣要請を行うことができない場合であって、緊急的にDWATの派遣が必要であると判断した場合は**、被災都道府県に替わって**一時的に厚生労働省が派遣を要請**。
- ・ 他の関係者と連携した支援を行うための対応
 - ✓ **被災地の状況把握を行う主体と方法について**、市区町村が担う範囲や福祉サービス事業者が対応する範囲等の**役割分担**や、市区町村からの**避難行動要支援者名簿の共有方法も含め、平時から取扱いを定める**。
 - ✓ **保健医療関係者と連携した対応が必要**であり、特に**保健師等チームとの情報共有の方法等を入念に確認**。
 - ✓ **重複したアセスメントにより要配慮者の負担を増大させることのないよう、関係者間で情報共有を行い、一緒にアセスメント行うことも検討**。
- ・ 都道府県における支援体制やDWATの体制強化等を進めるための対応
 - ✓ 都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例**として、当事者団体や専門性を有するNPO法人やボランティア団体等の活動調整や情報共有等のコーディネートを行ういわゆる**「災害中間支援組織」を明記**。
 - ✓ DWATチーム員の確保のため、必要に応じて**地方公共団体や社会福祉施設等の退職者の活用について検討**。

都道府県保健医療福祉調整本部を通じた震災対応

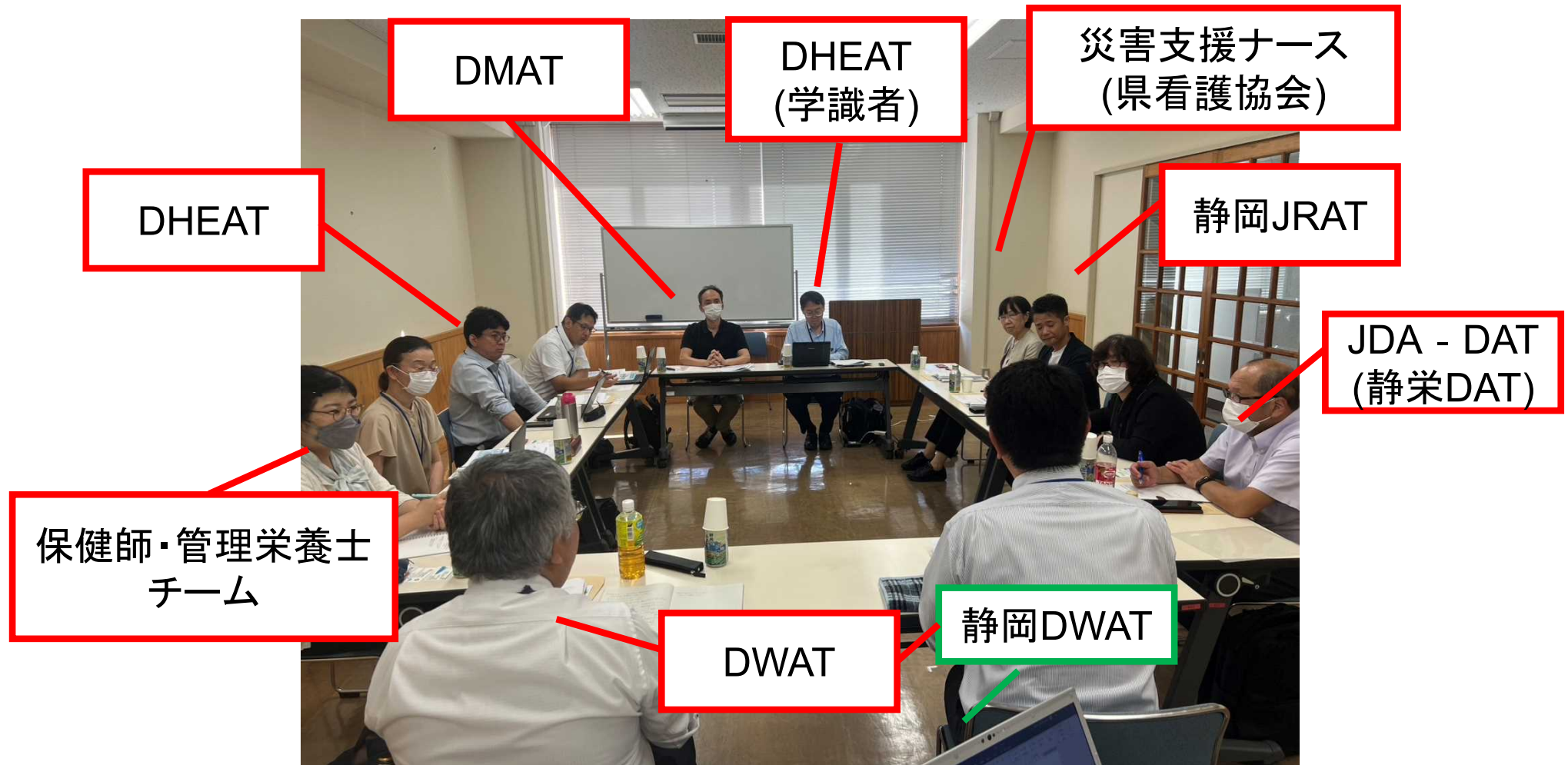
概要

○ 大規模災害時には、都道府県に災害対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である「保健医療福祉調整本部」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。

※ 能登半島地震においては、石川県が保健医療福祉調整本部を設置。本部会議を計34回開催し、情報分析や対応方針の策定などを実施。



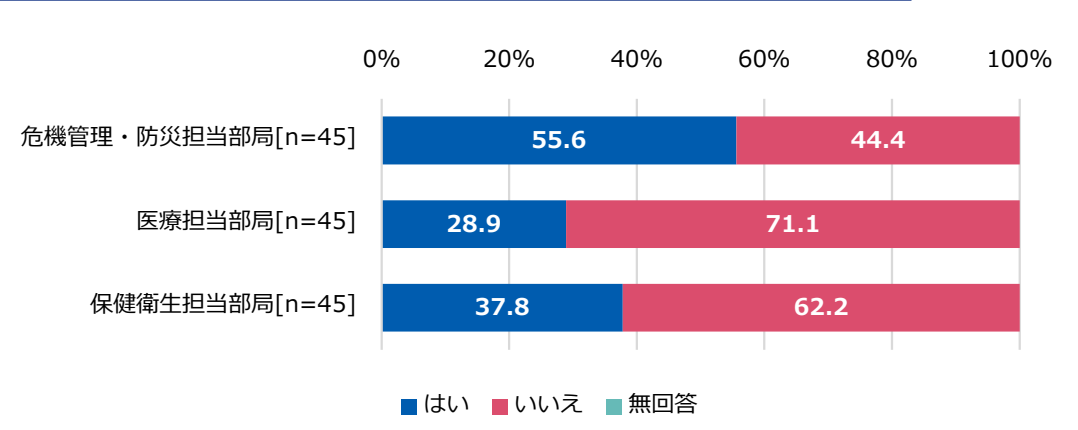
【保健・医療・福祉分野における災害支援団体連絡会：年2回】



各団体の被災現地活動内容や平時の事業計画、総合防災訓練における協力体制等について意見交換 ⇒ 県内支援団体の顔の見える関係づくり

(参考) DWATチーム員の確保、研修・訓練における主管部局以外の部局と連携状況

DWATチーム員の確保、研修・訓練における
主管部局以外の他の部局と連携状況（NW事務局調査）



危機管理・防災担当部局との連携例

訓練	✓ 保健医療福祉活動訓練を実施。訓練事例等の意見交換
	✓ 市町村と共同で総合防災訓練を開催。
	✓ 会議の場にてDWATの周知を行い、県総合防災訓練では防災部局とも連携して訓練を行っている。
研修	✓ 危機管理・防災担当部局の研修・訓練にDWATが講師等で協力 ✓ 令和7年1月にチーム員登録者を対象とするフォローアップ研修を実施予定であり、危機管理の部署から自県の取組について講義いただくこととしている。
会議	✓ 災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会への参画
	✓ 県防災危機管理課の出席する災害VC関係機関連絡会（年1回）へ出席し、DWAT活動の理解・周知に務めている

医療担当部局との連携例

訓練	✓ 保健医療福祉調整本部主催の訓練に参加して連携を図っている。
	✓ DMATとの合同訓練
	✓ 防災部局の訓練にDMATと合同で参加
研修	✓ 医療担当部局の研修にDWATが参加
	✓ 年に1回開催の全チーム員を対象としたスキルアップ研修で、災害時の医療活動等、他チームの災害時の活動について説明をお願いしたことがある。
会議	✓ 関係者連携会議への出席 等
	✓ 保健医療福祉調整会議（訓練）への参加

保健衛生担当部局との連携例

訓練	✓ 保健医療福祉調整本部担当主催の訓練への参加、同担当への研修講師依頼及び打合せの実施
	✓ 県総合防災訓練の参加
避難所	✓ 保健師の避難所での役割について保健部局へ依頼
研修	✓ DWATチーム員と保健師を対象とした研修を実施するほか、保健衛生担当部局が開催する研修にDWAT事務局職員が出席している
	✓ 研修を通して、保健師の活動について講義していただいた。また、保健師とラウンド訓練を行った。
	✓ DWAT登録研修の講師を依頼、保健所の研修・訓練にDWATが講師等で協力
	✓ DWAT研修において災害時の保健師活動に係る事例報告を実施
	✓ 隊員研修において、自治体保健所勤務の保健師等に講師として協力してもらっている。
会議	✓ 関係者連携会議への出席 等

(参考) 令和6年能登半島地震の振り返り (チーム員への派遣後の調査)

- 災害福祉支援ネットワーク中央センター及び10道県災害福祉支援ネットワーク事務局が、令和6年能登半島地震において活動したDWATチーム員にする対して実施した調査について、アンケート調査項目を整理し、分析した。

今後に向けて

・ 今後への期待

- ① 「もう少し」向上できるのではないかと。(緑)

・ 経験に基づく技術・方法論向上

- ② 経験を踏まえ、アセスメントスキル・方法論の向上に取り組む必要がある。(黄)
- ③ 参加の実際を踏まえた役割検討。(ピンク)
- ④ 被災者の変化と心理に応じた災害支援のあり方を考える必要がある。(紫)

・ 研修・訓練の必要性

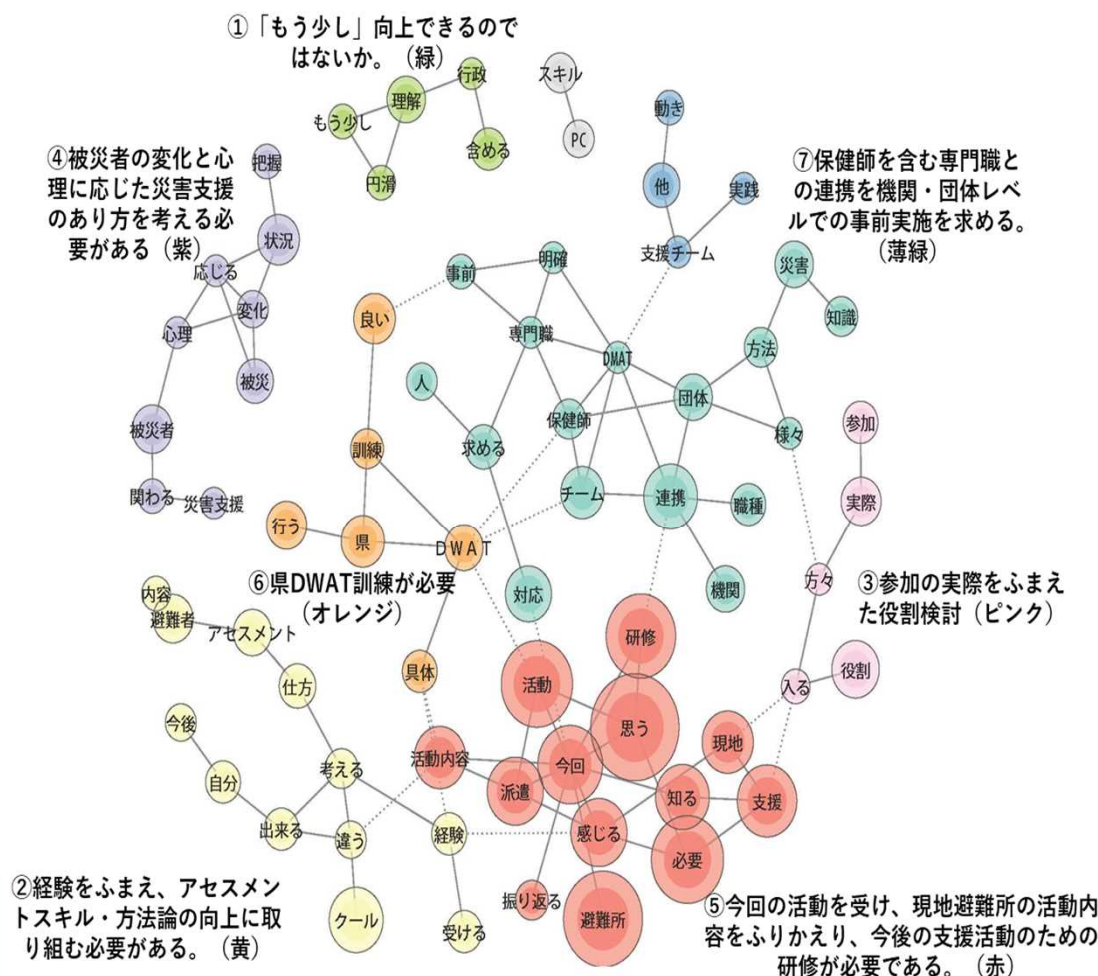
- ⑤ 今回の活動を受け、現地避難所の活動内容をふりかえり、今後の支援活動のための研修が必要である。(赤)
- ⑥ 県DWAT訓練が必要。(オレンジ)

・ 他機関との調整の必要性

- ⑦ 保健師を含む専門職との連携を機関・団体レベルでの事前実施を求める。(薄緑)

(まとめ)

- もう少し向上できるはずとの期待感を示す意見があった
- 経験を踏まえた技術や方法論の向上に取り組むべき
- 研修・訓練の必要性・受講したいという意欲が示された
- 他専門職との事前連携の必要性が示された



n=327 (共通アンケート、北海道、宮城県、栃木県、福井県、岐阜県、愛知県、福岡県)

※ 自由記述回答の「単語の出現頻度や関連性」を可視化する分析手法を用いて、より多くの人が言及している事項を可視化したもの

被災高齢者等把握事業

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

被災者見守り・相談支援等事業における支援イメージ

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

(令和6年度時点で事業を実施している災害：令和2年7月豪雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年度台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨)

過去の災害における活動事例（熊本地震）

◆見守り・巡回訪問

- 生活支援相談員等による仮設住宅等の巡回訪問を実施。
- 現在の生活状況や健康状態等を聞き取るなどし、見守り、安否確認を行う。
- 要支援者には交流活動等への参加を促す 等



◆相談受付、専門機関等へのつなぎ

- 生活再建を支援する総合相談窓口として、被災者の抱える課題や困りごと等に対応。
- 被災者の生活・健康上の課題など、それぞれに応じた適切な支援先へのつなぎ、関係情報の提供等を実施。



◆コミュニティづくりの支援

- 建設型仮設住宅の集会所等を利用したサロン活動の実施や、住民同士の語り合いの場の設定等、被災住民同士の交流を促す。
- 自治組織の立ち上げ支援の効果もあり。



◆関係機関等との連携

- 関係者をつなぐ「ハブ」としての役割を担う。
- 地域ごとの連携会議を設置するなどし、専門機関や自治組織、NPO団体等、関係団体のネットワークの中心となり、日常的に情報交換や連絡調整を実施。



石川県における被災者見守り・相談支援等事業 実施体制 (R7.4.1現在)



保健師の皆様をお願いしたいこと

- 被災者見守り・相談支援等事業等各種事業における災害ケースマネジメント（※）の実施に当たっては、福祉分野の関係者をはじめ、民生委員や自主防災組織、町内会、自立・生活再建に向けた様々なNPO等の民間団体などがそれぞれ被災者支援の観点から取組を行っており、保健師の方にもご協力をいただいている。

※ 「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

- また、DWATが行う災害時の福祉的支援にあたっては、保健師との連携が非常に重要であり、能登半島地震の対応では、連携出来たという声がある一方で、課題も指摘されている。
- 多くの関係者が災害時に効果的な支援を行うためには、平時からそれぞれの活動を理解し、役割分担を意識しながら対応を検討していくことが重要であるため、密に連携しながら支援体制の構築に向けてご協力をお願いしたい。